明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第六条　委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

（会長）

第七条　情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2　衆議院規則第百一条及び第百二条の規定は、会長について準用する。

第八条　会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、情報監視審査会を代表する。

2　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を行う。

（開会）

第九条　情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

第十条　会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2　衆議院規則第六十七条第二項の規定は、情報監視審査会の開会について準用する。

（情報監視審査室）

第十一条　情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

（定足数）

第十二条　情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

（表決）

第十三条　情報監視審査会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審査）

第十四条　情報監視審査会が議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

2　情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

（委員の発言）

第十五条　委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

（議長及び副議長の出席及び発言）

第十六条　議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

（審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言）

第十七条　情報監視審査会に審査の要請をした委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事一人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長（常任委員長を除く。）及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2　前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事一人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに衆議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する衆議院議員である理事のうちから互選された理事一人」と、「委員長（常任委員長を除く。）及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3　第一項（前項において準用する場合を含む。）に規定する理事の互選については、衆議院規則第百一条第二項及び第三項の規定を準用する。

（特定秘密を利用し又は知ることができる者の範囲）

第十八条　国会法第百二条の十九及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第五条の四に規定する議院の議決により定める者は、前二条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

（委員の派遣）

第十九条　情報監視審査会において、調査又は審査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

（特定秘密の提出又は提示）

第二十条　情報監視審査会は、調査又は審査のため必要があるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めることができる。

（勧告）

第二十一条　情報監視審査会は、調査又は審査の結果に基づき必要があると認めるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、勧告を行うことができる。

2　情報監視審査会は、議長を経由して、国会法第百二条の十六第一項の勧告の結果とられた措置について、行政機関の長に対し報告を求めることができる。

（報告書の提出）

第二十二条　情報監視審査会は、毎年一回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

2　情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

3　議長は、前二項の報告書を公表するものとする。

（会議の秩序保持）

第二十三条　委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

（休憩及び散会）

第二十四条　会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

（懲罰事犯の報告等）

第二十五条　会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

2　衆議院規則第二百三十五条の規定は、情報監視審査会における懲罰事犯について準用する。

（傍聴）

第二十六条　情報監視審査会は、傍聴を許さない。

2　情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとすることができる。

（特定秘密の保管）

第二十七条　行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは両議院の合同審査会（委員が衆議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

（特定秘密の閲覧）

第二十八条　委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2　前項の規定は、第三十二条第一項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

（会議録）

第二十九条　情報監視審査会は、会議録を作成し、会長及び委員がこれに署名し、議院に保存する。

2　会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

3　会議録は、これを印刷して配付することをしない。

4　前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第二十三条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。

第三十条　情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、委員は、情報監視審査会の会議録については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

3　前項の規定は、第三十二条第一項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

（特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯の報告等）

第三十一条　情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

2　衆議院規則第二百三十五条の規定は、前項の懲罰事犯について準用する。

（事務局）

第三十二条　情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

2　事務局に事務局長一人その他必要な職員を置く。

3　事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第三十三条　事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（準用）

第三十四条　衆議院規則第四十一条、第四十五条の二、第四十五条の三、第四十七条の二、第五十一条、第五十二条、第五十六条、第七十条、第八十五条の二及び第二百三十四条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）の施行の日から施行する。

（衆議院政治倫理審査会規程の一部改正）

2　衆議院政治倫理審査会規程（昭和六十年六月二十五日議決）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「若しくは憲法審査会の会長」を「、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長」に改める。

◉号外　六月二十日付第一三八号一　九二ページ●同日付政府調達第一一四号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）